

マイナンバー取扱いにおける周知について

利用目的

当組合では、収集したマイナンバーを番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」に基づいて**被保険者資格の適用、保険給付業務でのみ**利用します。

現段階での利用事務

情報提供ネットワークシステム(番号法第2条)による情報連携テスト完了後、平成29年7月以降(予定)に以下の申請について利用します。

- ① 加入時や住所変更等の際の住民票情報の照会。
- ② 高齢受給者証の交付や更新、高額療養費、限度額認定証交付の際の所得情報の照会。
- ③ 喪失情報の提供。(医療保険者間で資格情報の共有を行い、二重加入等を事前に防止する目的)

※上記の申請・届出があった場合の必要ときにだけ情報の確認を行います。

※個人番号カードに切り替えた方については、マイナ・ポータル(稼働時期未定)を利用することにより、ご自身のマイナンバーがどういったことに利用されたかをパソコンで確認することができます。

当国保組合のマイナンバー取扱い環境整備状況

①マイナンバー取扱いにおける組織を発足しました。

②事務所内セキュリティを強化しました。

- ・受付の移動(事務室内→EVホール)
- ・来客用インターホンの設置
- ・事務室入口のICカードによる入退室制限の実施
- ・マイナンバーを取扱う専用部屋の設置とICカードによる入退室制限の実施(資格係と給付係のみが入室可能にすることにより、マイナンバーを利用して事務を行う者を限定しています)
- ・事務室ガラス扉のスモーク化の強化

③マイナンバーを適正、且つ安全に取扱ううえでの宣言を国に提出・公表しました。

④現在、規約・規程関係の整備を実施しています。



事務室入口1



事務室入口2

峯村福督先生ご逝去

当国民健康保険組合の顧問である峯村福督^{よしまさ}先生が平成28年8月25日にご逝去されました。享年87歳でした。

峯村先生は平成3年から平成7年の4年間「常務理事」、平成7年から平成13年の6年間「副理事長」、また、平成13年以降は「顧問」として組合役員を歴任していただきました。その間、当組合「保健センター」建設時の会館建設委員長に就任していただき、用地選定から会館建設時においても大変ご尽力いただきました。

国保組合以外にも関東信越税理士会会長、税理士事務所職員退職年金共済会の理事長、日本税理士年金基金の理事長など、税理士会全体の発展のため長年要職を歴任されてきました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

去る平成28年10月28日には「パレスホテル大宮」にてお別れの会がとりおこなわれ、多数の方々から峯村先生を偲び、参列されたことをご報告させていただきます。

